

芳賀台地土地改良区職員任免及び給与規程

(目的)

第1条 この土地改良区の職員の任免及び給与に関しては、この規程の定めるところによる。

(職員の任免)

第2条 職員は、理事長がこれを任免する。

2 職員に関する任免、その他身分の取り扱いに関しては、ここに規定してあるものの他の芳賀郡市貝町職員の任免に関する規定を準用する。

(給与の支払方法)

第3条 職員の給与及び支給方法は芳賀郡市貝町職員の給与に関する条例を準用する。但し、事務局長の給与については理事会で別途定める。

2 扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当支給額及びその支給方法についても前項同様とする。

第4条 あらたに職員となった者には、発令の日から俸給を支給する。

2 職員が昇給その他によりその受けべき俸給の額に異動を生じた場合、休職又は復職を命ぜられた場合はその事由の生じた日から俸給額を改訂して支給する。

第5条 職員が公務によらない負傷又は病気で勤務できないと認めるときは90日間は俸給を減額しない。ただし、その間の通勤手当は支給しない。

2 前項の欠勤日数の算定にあたっては欠勤開始の日から起算し、連続欠勤中において休日の前後の欠勤はその休日も欠勤したものとみなす。

第6条 前条の期間が過ぎてもなお長期の療養を要すると認めるときは休職とすることが出来る。

2 休職期間は前条の療養期間を入れて1ヶ年以内とする。

3 休職を命ぜられた場合はその間本俸の8/10を支給し、諸手当は支給しない。

第7条 職員が退職し、又は死亡した場合はその月の俸給は全額その際支給する。ただし、懲戒又はこれに準ずる事由によって解職させられた者は発令の日まで支給する。

2 一旦退職した者が同じ月のうち再び職員となったときは俸給を支給しない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

平成19年12月19日より施行する。